



■担当課 商工部観光局観光振興課
観光地域づくり係
直通：092-643-3446
内線：3719
担当：藤川、大川内

サイクルステーション整備事業補助金及び サイクリストに優しい宿整備事業補助金の募集を開始します

県では、新たな体験型観光としてサイクリングと観光を組み合わせた「サイクルツーリズム」を推進し、サイクリングを通じた地域の活性化に取り組んでいます。

昨年度に引き続き、飲食店等へのサイクルスタンド等の整備を支援する「サイクルステーション整備事業」と、宿泊事業者を対象に、宿泊者の自転車持ち込み等を可能とする施設改修を支援する「サイクリストに優しい宿整備事業」を実施し、本日からそれぞれの補助金申請の募集を開始します。

将来の観光需要回復に向け、新たな旅のスタイルとして注目される自転車旅行者のさらなる利便性向上につながる受入環境の整備を支援してまいります。

1 事業概要

	サイクルステーション整備事業補助金	サイクリストに優しい宿整備事業補助金
事業目的	サイクルツーリズムを通じた地域活性化のため、自転車旅行者の誘客促進を図る。	
対象者	市町村、観光協会、観光関連事業者（※）	宿泊事業者および民泊事業者
補助率	補助対象経費の1/2以内	
補助上限額	1事業者につき1万8,000円	1宿泊施設につき5万円
補助対象設備	<p>（1）対象設備の設置 〈必須〉・サイクルスタンド （新品で自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするもの。サドル引っ掛け型、車輪差し込み型など規格は問いません。） 〈任意〉・スポーツサイクル対応空気入れ ・自転車用工具 （タイヤレバー、六角レンチ等） ※対象設備のうち、少なくともサイクルスタンドを購入し設置すること。 ただし、既にサイクルスタンドを保有している場合は、その他の対象設備のみの設置も可能とする。</p>	<p>宿泊者向けに下記の整備を行うこと。 （1）施設内外において、自転車が施錠できる場所もしくは客室に保管を可能とする場所 （2）対象設備の設置 ・スポーツサイクル対応空気入れ ・自転車用工具 （タイヤレバー、六角レンチ等）</p>
申請期間	令和4年4月15日（金）から令和5年1月20日（金）	

※ 「観光関連事業者」とは、飲食店、土産店、観光施設等、地域の観光産業に資する事業者とします。



サイクルステーション設置例

2 事業の流れ

整備が完了した施設を「福岡サイクルステーション」または「福岡県サイクリストに優しい宿」として登録します。（令和4年4月1日現在の登録状況：サイクルステーション320か所、サイクリストに優しい宿10か所）

登録後は、登録施設として目印となるのぼり・ステッカー等を交付しますので、サイクリストに見えやすい場所への設置・掲示を行っていただきます。

さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA（サイクルア
ンドトレイルフクオカ）（※）」にて紹介いたします。

（※）<https://www.crossroadfukuoka.jp/cycletrail/>



〈CYCLE & TRAILFUKUOKA〉

3 申請方法等

（1）申請書類（県 HP からダウンロード可能）

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・その他必要な書類（「実施要領」を参照下さい。）



〈県 HP〉

※申請書ダウンロードはこちらから

（2）提出方法

下記まで郵送にてご提出ください。（締切日消印有効）

【送付先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 観光振興課 観光地域づくり係宛て

4 問い合わせ先

商工部観光局観光振興課 092-643-3446

※詳細は、県 HP をご覧下さい。